

議案第 2 号

筑西市産業振興条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 1 月 1 6 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市産業振興条例の一部を改正する条例

筑西市産業振興条例（令和 3 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（専門官等の設置等）

- 第 9 条 市長は、産業振興のために必要と認めるときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 4 条の規定に基づき、産業戦略専門官及び産業戦略顧問（以下「専門官等」という。）を置くことができる。
- 2 専門官等は、産業振興について高い識見及び経験を有する者のうちから市長が選任し、委嘱する。
 - 3 専門官等の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 産業戦略専門官 月額 5 0, 0 0 0 円
 - (2) 産業戦略顧問 日額 5 0, 0 0 0 円
 - 4 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年条例

第34号) 第4条の規定は、専門官等の費用弁償について準用する。ただし、同条第2項の規定は、適用しないものとする。

5 専門官等は、職務上知り得た情報について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員と同等の守秘義務を負うものとする。その職を退いた後もまた同様とする。

6 専門官等について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。